

I P 通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種
オープンコンピュータ通信網サービスに限ります)) 【現改比較表】 2020年12月1日現在

～2020年11月30日

2020年12月1日～

目次 (略)

第1章～第7章 (略)

別記 (略)

料金表

第1表～第2表 (略)

第3表 付帯サービスに関する料金

第1～第3 (略)

第4 契約者カードに係る利用料及び発行手数料

1 適用

区 分	内 容
(1) (略)	
(2) 追加契約者カード利用料及び発行手数料の適用	当社は、別記4の2 (第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約者カードの追加貸与) の(9)に係る契約にあたって、追加契約者カード利用料及び発行手数料を適用します。

1 第2種契約者 (別記4 (第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約者カードの貸与) の(9) 及び別記4の2 (第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約者カードの追加貸与) に係る者に限ります。) の申込みを承諾した日から起算して10日後を含む料金月の翌料金月から上記の区分に規定する料金を適用します。

2 第2種契約者 (別記4 (第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約者カードの貸与) の(9) 及び別記4の2 (第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約者カードの追加貸与) に係る者に限ります。) の申込みを承諾した日から起算して10日後を含む料金月の翌料金月に追加契約者カード発行手数料の支払いを要します。

3 前項に規定する発行手数料は第2種契約 (タイプ6-3のコース1に限ります。) の申込み時に限り適用しません。

4 当社は、SMS通信機能付き契約者カード及び追加契約者カードの提供に係る料金を

目次 (略)

第1章～第7章 (略)

別記 (略)

料金表

第1表～第2表 (略)

第3表 付帯サービスに関する料金

第1～第3 (略)

第4 契約者カードに係る利用料及び発行手数料

1 適用

区 分	内 容
(1) (略)	
(2) 追加契約者カード利用料及び発行手数料の適用	当社は、別記4の2 (第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約者カードの追加貸与) の(9)に係る契約にあたって、追加契約者カード利用料及び発行手数料を適用します。

1 第2種契約者 (別記4 (第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約者カードの貸与) の(9) 及び別記4の2 (第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約者カードの追加貸与) に係る者に限ります。) の申込みを承諾した日から起算して10日後を含む料金月の翌料金月から上記の区分に規定する料金を適用します。

2 第2種契約者 (別記4 (第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約者カードの貸与) の(9) 及び別記4の2 (第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約者カードの追加貸与) に係る者に限ります。) の申込みを承諾した日から起算して10日後を含む料金月の翌料金月に追加契約者カード発行手数料の支払いを要します。

3 前項に規定する発行手数料は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用します。

(1) 第2種契約者から別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。)) 第15条 (第2種契約者が行う第2種契約

料金表通則の規定に準じて取り扱います。

の解除) に規定する初期契約解除の申出があったとき

(2) 同じ電話番号の契約者カードを追加申し込みする場合

(3) 発行手数料を適用しない申し込みが4回を超えた場合

4 当社は、SMS通信機能付き契約者カード及び追加契約者カードの提供に係る料金を料金表通則の規定に準じて取り扱います。